



お知らせ

道路交通法（改正）

6月1日から施行

本庁市民生活課

6月から施行される道路交通法の改正点の一部を紹介します。



【被害軽減対策】

▼後部座席シートベルト着用義務づけ  
運転者は、後部座席に人乗せるときには、運転席や助手席と同様にシートベルトを着用させなければなりません。

【自転車利用者対策】

▼通行区分の明確化  
自転車は、歩道通行可の標

**今月の納税**  
市県民税（1期）  
納期限  
**6月30日（月）**  
納期限内に納めましょう

【問い合わせ】  
本庁税務課 ☎ 22-9612

**ギャラリー列車 運行中です**

幼稚園・保育所（園）の子どもたちが一生懸命描いた作品を展示する「伊賀線ギャラリー列車」も4年目を迎え、元気いっぱい開催中です。現在はピンクの「くのー列車」で開催していますが、9月からはリメイクしたブルーの「忍者列車」も加わります。これを機会に、家族そろって伊賀線に乗ってみませんか。伊賀線に揺られて、遠くまでかけた子どもの頃、毎日通った学生の頃、懐かしい思い出に浸るひとときとなることでしょう。（＾＾）

【問い合わせ】  
本庁企画調整課 ☎ 22-9621

識がある場合を除き、進行方向左側の車道の歩道寄りを通行することとなっていますが、改正後は、自転車歩道通行可の標識がない歩道でも、車道を通行することが危険である場合には通行が可能となります。また、児童や幼児が運転する場合も通行が可能となります。

▼児童・幼児のヘルメット着用の促進  
児童や幼児の保護者は、児童や幼児が自転車を運転する場合や、補助いすに同乗させる場合には、ヘルメットを着用させるよう努めなければなりません。

▼「聴覚障害者マーク」表示義務  
聴覚障害者が運転する車には聴覚障害者標識の表示が義務づけられ（表示義務違反には罰則）、同標識を表示した車に幅寄せ、割り込みなどをした運転者は処罰されます。

▼「高齢者マーク」表示義務  
75歳以上の高齢運転者は、高齢運転者標識の表示が義務づけられ、表示義務違反につ

いては罰則が設けられます。70歳から74歳までの高齢運転者については、表示するよう努めなければなりません。

▼「問い合わせ」  
本庁市民生活課 ☎ 22・9638

**地域安全コーナー**  
伊賀警察署だより

**外国人の不法滞在・不法就労防止**



は、パスポート・外国人登録証明書・就労資格証明書（入国管理局が、希望する外国人に交付する）を見て、在留資格と在留期間を必ず確認する。

- ・「短期滞在」など働くことが認められていない在留資格の外国人を雇用しない。
- ・在留資格が「留学」「就学」「家族滞在」の外国人を雇用する場合、「資格外活動許可」があることを必ず確認する。
- ・不法滞在者は、それ自体が違法なので雇用しない。

以上のことを理解していただき、不法滞在・不法就労防止にご協力をお願いします。

伊賀警察署では、来日外国人による犯罪の検挙と防止に向けた諸対策を強化し、関係機関と協力して不法滞在・不法就労の防止など、外国人の適正雇用のための啓発活動を行っています。

事業主の皆さんは、外国人の雇用にあたって、次のことを守りましょう。

・外国人を雇用する場合には、

【問い合わせ】  
伊賀警察署 ☎ 21・01110  
名張警察署 ☎ 62・01110

本庁市民生活課 ☎ 22・9638

# 島ヶ原運動広場 ユニバーサルオープン!

発電用施設周辺地域振興事業補助金を受け整備を進めていた島ヶ原運動広場が完成し、6月16日(月)からご利用いただけます。



## 【施設概要】

グラウンド面積	8,530㎡
施設内容	グリーンサンド／野球コート(両翼85m・マウンド無し)／サッカーコート(最大60m×80m)／トラック(150m・6レーン)／駐車場(56台)／便所・放送設備
利用時間	午前8時30分～午後5時 (9月30日までは午後7時)
利用料金	4時間につき1,000円 追加料金1時間につき250円
受付・問い合わせ	上野運動公園スポーツセンター ☎23-5191

# プール開設 上野運動公園プール 阿山・大山田B&G海洋センター

## 【開設日時】

### 上野運動公園プール

7月21日(月・祝)～8月24日(日)  
午前10時～午後4時

### 阿山・大山田B&G海洋センター

6月1日(日)～27日(金)  
午前9時～午後5時

6月28日(土)～9月15日(月・祝)  
午前9時～午後10時

※気象状況などにより開設日時を変更することがあります。

## 【利用料金】

### 上野運動公園プール

一般 300円 中学生以下 150円  
乳幼児 50円

### 阿山・大山田B&G海洋センター

- 午前9時～午後5時 一般 300円  
中学生以下 150円 乳幼児 50円
- 午後6時～10時 一般 400円  
中学生以下 200円 乳幼児 50円

## 【問い合わせ】

財伊賀市文化都市協会 ☎22-0511

## 国保の資格取得・喪失の 手続きを行ってください

本庁健康保険課

▼国保の資格を取得する場合  
【例1】被用者保険(職場の健康保険など)の被保険者が75歳以上などにより長寿(後期高齢者)医療制度に加入し、その被扶養者であった方が無保険になったとき

【例2】会社などを退職し、任意継続(※)を受けず、被用者保険の資格を喪失したとき  
▼国保の資格を喪失する場合  
会社などに就職し、被用者保険の資格を取得したとき  
手続きには被用者保険証と国民健康保険証が必要です。

被用者保険の資格取得日以降に国民健康保険で病院にかかれた場合、医療費から自己負担分を差し引いた額(保険者負担分)を返還していただく場合がありますのでご注意ください。

加入・喪失の手続きは印鑑をご持参の上、国民健康保険担当窓口へ手続きをしてください。

【その他】任意継続(※)は会社を退職し、被保険者でなくなった日までに継続して2か月以上の被保険者期間があるなど一定条件のもとに、個人の希望により、最長2年間に限り被保険者として継続することができるとする制度

## 【問い合わせ】

本庁健康保険課

☎22・9659

各支所住民課

## 所得変動に係る経過措置

本庁税務課

税源移譲により、多くの納税者は所得税が減り、住民税が増えることになりました。

しかし、退職などの理由で、平成19年中の収入が激減した納税者は、平成19年度の所得税が発生せず、平成19年度の住民税のみ増えることがあります。このような納税者の方には、経過措置が講じられることになりました。

この経過措置の対象となる条件は次のとおりです。

### 《条件①》

平成19年度分の住民税の合計課税所得金額(分離課税分を除く)が、所得税と住民税の人的控除(配偶者控除・扶養控除など)額の差の合計額を超えている。

### 《条件②》

平成20年度分の住民税の合計課税所得金額(分離課税分を含む)が、所得税と住民税の人的控除(配偶者控除・扶養控除など)額の差の合計額以下である。

この①と②の条件を満たす納税者が次にあげる申告期間に申告書を提出することで、

平成19年度分の住民税額から税源移譲により増額となった住民税相当額を減額します。

※平成19年中に亡くなられた方や、海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方は、この経過措置は適用されませんのでご注意ください。

## 【申告期間】

7月1日(火)～31日(木)

## 【申告方法】

平成19年度分住民税が課税された平成19年1月1日現在にお住まいの市区町村へ『住民税減額申告書』を提出してください。

## 【問い合わせ】

本庁税務課 ☎22・9613